

威福在手、天下士大夫靡然從風、と以て當時朝廷の腐敗せるを見るべし、楊繼盛の嚴嵩を劾する狀に因るに、當時帝の左右侍從は嵩の間諜、通政司納言の官は嵩の鷹犬、廠衛は嵩の瓜葛、科道は嵩の奴隸、部臣は嵩の服臣なりしと云ふ果して然らば嵩の注意亦周密なりと云ふべし、然り而して此の如く文武貴賤を籠絡する所以のものは一に賄賂贈遺に由れり、故に其自ら取るも亦た多からざるを得ざるなり、楊繼盛嵩の十罪を數ふる中に云へるあり、將官既に賄を嵩に納る軍士を剝削せざるを得

ず有司既に賄を嵩に納る百姓に濫取せざるを得ずと朝政日に非なりと云ふべきなり、然れども嵩をして更に一層世の嫌惡を受けしめたる事情なきに非ず、外寇の發したると是なり、此時北夷俺答馬市を開かんとを請ふ嵩之を許して其利を私し、終に端を俺答に開きて大難を發せり、此時日本の商賈亦船艦を列ねて閩浙に通商し、盛んに貿易を行ひたりしが、嚴嵩政を執るの時、浙撫珠統之を禁絶せり、日本の商賈大に怒りて入寇す、南方の諸地其災に罹らざるなし、而して嵩及び其

子世蕃亦た其利を私せし跡あり蓋し外寇の變あるに當りては清廉國に盡すの人も往々奸賊の汚名を蒙るを免れず况や貪濫嵩の如きに於てをや嚴嵩終に彈劾を受けて退らる是豈以上の災に兼るに佞倖及び外寇の災を以てしたる者ならずや嵩退らるゝの後世宗尋て崩じ穆宗嗣て帝位に即けり穆宗の時大學士張居正國政に任じて大失なし史に稱す居正深沈機警智數多し慨然天下を以て自ら任じ上に勸て祖制を力行せしむ上も亦意を悉して聽納す海内肅清治績炳然たり然れ共全躰

の弊習に至りて決して除去し得たるに非ざる也
 明史循吏傳序に曰く嘉隆嘉靖は世宗治世の年號以隆慶は穆宗治世の年號以後吏部考察の法徒らに具文と爲り人皆自ら顧み惜まらず撫按の權太だ重く舉劾惟賄を是れ視て人皆貪墨以て上司に奉ぜり是に於て吏治日に媮み民生日に蹙り國も亦た遂に從ひて亡ぶ此文は二記より取れり明史稍々此文に似たり然れども其意明瞭ならず然らば則ち穆宗の世も亦た國事日に非なりしを知るべきなり神宗即位の初は張居正政を爲すの時にして其事情更に異なるなかりき

此時に當りて日本よりは豊臣秀吉朝鮮に入寇し將に大明に攻め入らんとするの勢を示せしかば朝廷即ち大兵を募りて朝鮮を援けたり秀吉死するに因りて日本兵引去りしと雖も國庫空乏窮乏れり之に次ぎて愛親覺羅氏遼左に興りて入寇し明軍屢々大敗し内帑支ふる能はず世宗の時御史林潤言ふ天下財賦歲供京師米四百萬石而各藩祿米至八百五十三萬石即無災傷蠲免亦不足供祿米之半年復一年將何以支と是れ藩王支庶蕃衍して此の如きに至りしなり去れば是より歲祿を減し

宮嬪を限るの制を設くと雖も固より其蕃殖の勢を制する能はざれば朝廷の歲出愈よ増加せり然り而して之に加ふるに此大戰あり國庫の急思ふべきなり去れば神宗の時頻に新稅を興して以て之を償はんと欲し鹽監珠監礦監稅監等を所在に設け一切の業務皆之に稅を課し貨物を密藏するものは違禁の罰を受く官吏縱橫絡繹之を探り以て商民を誣ひ賄を得されは則ち其財を沒入す或ひは人を殺すに至ると云ふ是に於て人民忿怒官舎を焼き吏員を殺すに至るあり去れば盜賊所

在に蜂起して滿州の兵漸く迫るに從ひ内訌の勢亦た愈よ強し二十二年史記に曰く萬歷末年官缺員御史百餘員あり是に至りて六科員四人に止る而して五科の印屬する所あり十三道唯五人一人數職を領す在外の巡撫は率ね代るを得ず六部堂官僅に四五人御史數年空署督撫監司亦た屢々欠くるも補せず(中略)内閣唯々方從哲一人のみ從哲堅當時朝廷窮乏の情臥四十餘日閣中虛にして人なむ堅當時朝廷窮乏の情察すべきなり嗚呼弊政の極豈に此の如きに至らざるを得んや

此の如く内變外患の激烈なりしが爲め國庫を窮乏ならしめたりと雖も内官若しくは佞倖の禍は之か爲に一時中止したるの利ありしが如し去れ

錢賜曰此論未當四百餘州之朝廷雖國庫空乏豈無醜人射利之道哉光宗時魏忠賢之驕奢即其例也

は神宗治世四十七年の間政權を私して醜名を帯ぶるの人なし是れ醜人なきにあらず朝廷に遺利なきを以て惡を爲す能はざりしなり然れども内には更に恐るべき潰裂を發するの端を存せり帝の寵姫鄭妃に子あり福王と云ふ而して太子光宗を挺撃せんと欲するものあり審治せられずして殺さる是を挺撃の一案とす神宗崩じ光宗位に即きて後數日病あり閣臣醫を進む帝其藥を飲み稍々舒暢を覺ゆ諸臣退くの後又九一丸を飲み明朝崩ず之を紅丸の一案とす光宗崩じて太子幼な

り閣臣劉一燦等其侍婢李選侍をして宮を移さしむ其政を専らにせんとを懼るに因るなり之を移宮の一案とす此三案は後來終に黨派の一争論となり之より先き顧憲成高攀龍等學を東林書院に講じ一時儒者の宗たり其後鄒元標趙南星亦た各々書院を建て學を講ぜり天下之を稱して三君と云ふ其各行聲氣遠く布き清流の士争ふて之に従ふ總て稱して東林と云ふ光宗熹宗の際葉向高相となり劉一燦等と心を協へて政を輔け東林黨を起用し趙南星をして史部に長たらしむ南星悉く

東林を攻撃するものを斥く故に東林は三案を主とすものとなれり是に於て乎斥けらるゝもの怒りて報讐を思へり此時に當りて内侍魏忠賢上の乳媪客氏に通じ旨を矯めて諸政を擅にせり是に於て前に斥けられたるもの悉く其力に藉りて勝を求め其爪牙となりて三案を論議し東林を攻撃せり是に因りて向高等國を去り南星等の擧げたるもの悉く禍を蒙らざるなく其斥けたるもの悉く拔擢せられざるなし熹宗崩じて思宗立ち忠賢客氏を罪するに至るまで三案の論止む時なし

鐵腸曰以三案
為黨派辭柄的
是確論

此時外には滿清大に明兵を破り既に遼陽を取り、
東京を建て漸く内地に迫り内には盜賊諸方に起
りて貢物を奪ふ官軍之を討じて屢々敗績去たり
然れども朝臣の思想は正に此三案の内に入て或
は其地位を保たんとし或は之を斥けんとするに
急なりきは豈諸弊に兼ぬるに黨派の禍を以て
たるにあらすや然り而して魏忠賢誅せらるゝの
後に至りて三案の事止みしと雖も滿兵既に京師
に迫まり四方勤王の師は皆な途にして群盜の爲
に沮められ却て是に屬するに至りしかば朝廷自

ら立つ能はざるに至れり思宗の治世十七年は殆
んど坐して死を待つゝの姿あり上自ら己を罪し膳
を減して天下に謝すと雖も天下の民は既に賊軍
の兵たり天下の財は既に賊軍の有たり復た何の
感覺あらんや中に就て李自成の兵は最も強くし
て淮西より起りて山東に連り關中に入り歸りて
燕京を攻め明終に其滅する所となれり明の平西
伯吳三桂援を愛親覺羅氏に請ひ李自成を討じて
之を殺す而して天下終に愛親覺羅氏の有となれ
り潘稼堂の寇事編年序に曰く明之末造政以賄成

親民之官莫肯留心撫字、但知剝下媚上以取陞遷、民不勝誅求、則群起而爲賊、賊日多而民日少、以有驅之者也、と蓋し明末の事情を概察すべきなり。故に有明一代は專制政府に屬する諸種の弊害を悉く蒙りたるものと云ふべし。藩王の災は前漢よりも甚しきものあり、何となれば第二世の帝は之が爲に滅せられたればなり。宦官の災は前代諸朝より甚しきものあり、何となれば其閹臣を凌駕し、朝廷を腐敗すると甚だ大なればなり。内訌の災は元末に滅せず、何となれば明實に内訌の爲に滅せ

られたればなり。敵國の憂は宋に均し、何となれば瓦剌は英宗を擒にし、俺答倭寇は通商に因りて入寇し、豊臣秀吉と愛親覺羅氏とは實に之を嘗め、且つ覆じられたればなり。其餘の細弊前代なき所にして、明獨り之あるもの極めて多し。以上述ぶる所に因りて其梗概を知るべきなり。是れ畢竟明祖が均一に此諸弊を裁制したるが爲に、歲月の移るに従ひ諸弊均一に發生したるものならん。

第十五章 總評

以上の事實に因りて考ふるに支那國の人民は常

に政治上の弊害に苦めるとを詳にすべし周より以前數千年間は封建亂離の禍害に埋没したる時代なり秦より以後二千餘年は專制政治の腐敗に沈淪したる時代なり支那國の人民は未だ嘗て此弊害を豫防するの制度を發見するに至らざりき封建亂雜の禍害耐ゆべからざるに及びて之を一掃するものは專制政治是なり專制政治の腐敗耐ゆべからざるに及びて之を一掃するものは叛亂分裂是也支那國人民の歴史は此數事を反覆したるに過ぎず其平和には必ず見るに忍ひざるの腐

鐵腸口以腐敗
亂離四字總括
支那歷代確當
々々

敗あり其の亂離には必ず聞くに堪へざるの斬殺あり濃汁と鮮血とは交々讀者の耳目に觸るゝものなり其平和の時に當りてや詩歌文章若くは經學の類發達せる者なきにあらず然れども概して之を論ずれば是れ皆な貴族隱遁者流の閑散を慰むるの一具にして見るに足るべき者なし畢竟政治の權力上に強きか爲に財力下に枯渴し文物の發達するを得ざりしならん然らざれば四億の人口ある邦國にして其文運何ぞ此の如きに止まるべけんや嗚呼支那國人民の自ら苦しむや久し何

を専制政治の外別に一大活眼を開きて速に真正の幸福を完うせざるや

宋

帝名	在位	摘要
仁宗	四一、	大夏の兵強し
眞宗	二五、	同 祭祀を事とす
太宗	二三、	同
太祖	一六年	契丹に破らる

帝名	在位	摘要
英宗	四、	宦官讒間を爲し曹太后と帝とを疎す
神宗	一八、	王安石新法を行ふ海内騒然たり 河東七百里を契丹に失ふ交趾入寇す
哲宗	一五、	司馬光舊法を復す以後新舊交替す
徽宗	二四、	金契丹を滅す
欽宗	一、	金帝及ひ上皇を執へて去る
計	一六六、	
南宋		

高宗	三六年	金入寇す秦檜相たり
孝宗	二七、	
光宗	五、	
寧宗	三〇、	韓侂胄金を伐ち勝たす侂胄の首を贈り金に謝す
理宗	四〇、	元金を減す宋之を伐ちて大敗す
度宗	一〇、	賈似道相たり
恭宗	二、	元大舉入寇す 元は降る
端宗	二、	

帝名	在位	摘要
世祖忽必烈	三二年	
成宗	一三、	皇族 大臣 帝を立つ
武宗	四、	
仁宗	九、	
計	一五四、	
元		

英宗	三年	迭兒の黨帝を殺す
泰定帝	四、	
天順帝	一、	燕鐵木兒帝を廢す
文宗	一、	明宗に讓る
明宗	一、	燕鐵木兒に殺さる
文宗重祚	二、	燕鐵木兒に立てらる
寧宗	二十五日	
惠宗	二五年	伯顔脱々相繼きて政を執る

明

計	一〇四、	
帝名	太祖	諸侯反する者
在位	三二年	宦者閹黨佞倖外
惠帝	四、	寇
太宗	二二、	
仁宗	一、	宦者帝を殺し太子を廢せんとす
宣宗	一〇、	

英宗	一四年	王振權あり	瓦剌帝を擒にす
量宗	七、	宦者等帝を廢す	
英宗重祚	八、	曹吉祥 徐有貞 石亨	
憲宗	二三、	李孜省 繼曉 萬安	
孝宗	一八、	李廣 張鶴齡	
武宗	一六、	安化王 寘鐸 寧王 宸濠	
世宗	四五、	嚴崇其子世蕃	倭寇
穆宗	六、		倭寇

神宗	四七、		豐臣氏
光宗	一、		愛親覺羅氏
熹宗	七、	魏忠賢 乳母客氏	同
毅宗	一七、		同
計	二七七、		

禹域自古稱有文之國、史漢以下、歷代無不有大史筆、是皆名匠凝思而結成者、詞采絢爛、煥然發一代之精華、雖然、見其所載、率非廷內枯淡之記、

則戰場虎鬪之報，而不及示社會一切之事，自然有原因結果之連絡起伏也。譬之鏈鎖解環，向何所而尋其統緒乎？友人田口鼎軒著支那開化小史，就漢土歷朝之事迹，略言治亂興亡之關係，雖所該未廣，所記未詳，然其精神自有異歷代名匠之著。自史論言之，彼詳竟不及此畧也。嗚呼，有陳涉吳廣，而劉邦項籍出焉。雖鼎軒之著不備焉，失爲陳涉吳廣矣哉。

明治二十年八月 嶋田三郎 妄批
司馬光嘗語人曰：自我爲資治通鑑，人多欲求觀。

讀未終一紙，已欠仲思睡。蓋支那史乘卷帙浩繁，而其編修體裁非法。左氏則倣史遷而已，其所載非歷代興亡之事，則忠奸淑慝之跡而已。至其餘則概無所記，是非不敢記也。無可記者也，故萬篇一律。讀者屢倦，雖若涑水亦未免焉。況其他乎？然而鼎軒獨不屢倦，以著此書，竟卒其業。是非能自強者，不能爲也。故余尤服其堅志不移耳。

明治廿年十一月 小池 靖 一拜讀

跋

明治十六年十月を以て初て此書の第一卷を發兌し本年本月を以て此卷を發兌し以て全史を成せり初は支那文學の變遷をも併せ修むるの心算なりしが其間種々の急務出で來りしかば止むを得ず本意に背きて終に之を廢するとなれり余經濟學を講究せし以來最も歴史に精しからざるに苦めり時に少暇なきにあらずと雖ども多く史を讀むとなし偶々之を讀むも能く記憶する所なし是に於て讀む所は必ず記する事とし記する所は必ず世人に質すとして以て其身を約束せり是一篇成るとに必ず之を發兌して以て自ら後の讀書を

促かし又其發兌を促かすの好方便となしたるにて日本開化小史及び此書等皆な其結果なり去れば前篇の發兌の時に當り未だ後篇の腹案ありしにあらざ今日より遡りて之を見れば躰裁整はずして欠失甚だ多し然れども世間此類の書至りて少きと思ひ且つ訂正の暇なきを以て暫く之を存す島田、小池、兩兄は此書を以て開化史の躰を得ずとなし末廣兄亦た之に同意せるか如し而して余も亦た實に我が意に適せりと謂ふにあらざ一は支那史に據りて史を修するもの勢此の如き躰裁に至ると二は余が今日推究せんと欲する所は專ら是等の事實に在ると三は余が此書中曾て文物の變遷を

併記せざりしとに因り實に此書をして政事史の面目を帯はしめたるなり故に此點に就ては余敢て辨解の辭を陳せず唯々恐らくは世間開化史の名を聞き専ら文物の變遷を記するものなりと誤認するものあらん故に茲に之を辨せざるを得ざるなり蓋し開化史は社會の史なり抑々人間社會には大理あり封建の破ふる、ゆるん郡縣の興るゆるん專制政府の腐敗するゆるん叛民の蜂起するゆるん文學の隆替するゆるん衣服飲食住宅の盛衰するゆるん皆な原因なくして發するものにあらざ而して是又他の原因とならざるなし之を稱して大勢と云ふ此大勢の社會に横流すると恰も支流の水合して

大江を成すが如し西洋に於ては此大勢多く文物進歩の元素を有し支那に於ては多く政治權力の元素を有す是れ二開化史をして異相を呈せしむるものならざるべからず故に開化史を以て特に文物の變遷を記するものとするは誤なり
 余此書を著すの際多く支那史を讀めり然れども其記する所錯雜繽紛海濱に臨みて砂石を數ふるが如く目を下す所なきなり獨り趙歐北ありて此砂石中より珠玉を拾ひ以て吾人に與へたり余の勞は唯々其珠玉を概括して大勢を察し其大勢を絲として珠玉を綴りたるに止まるのみ

明治二十年十一月

田口卯吉識

跋

鴻雁聲寒。墜葉撲窓。燈火稍可親。香亭迂人
 凭案把杯。一醺陶然。會田口鼎軒寄支那開
 化小史問其說。迂人涉獵一過。哂曰。是支那
 歷朝史論耳。名實不適。不足觀也。少選傾一
 杯。復讀之。幡然曰。是書焉可廢。乃拍案獨自
 論曰。孔子方王室式微。欲爲東周。據舊史脩
 春秋。嚴一統。正名分。至紀事之要道。措而弗
 問。理勢當然也。後之史家必祖述孔子。以封

建之權道律郡縣之變局。刻舟求劍。度靴削足。貶彼褒此。以沒其真相。通鑑以下。莫不皆然。鼎軒之史。簡冊寡單。行文粗雜。不如歷代史乘之煥然成章。蔚然成冊也。雖然。通一篇而觀之。立論之指歸。皆前人未曾言及者也。珍羞之不調。竟不苦菜羹之適口。余姑以此爲下物。於是醉中執筆書之卷末。

明治二十年立冬後三日 香亭迂人中根淑

鐘鳴。鐘響。擊柝數聲。曰。國十。曰。菊五。一應賓客所命。叱咤聲。笑語聲。悲歎聲。抑揚清濁。一一擬俳優之音吐。如親聞其上場演技之聲。是所謂他聲者也。嗚呼。有

髯男子。擬人口吻。以餽其口。亦陋哉。然
今日自稱學士者。談史則曰勃克爾。
論社會法則曰斯邊撒。寸舌殘羹。
冷炙揚。有得意。是何殊於夫低
聲者哉。我友田口鳴軒讀史有活

眼。每多獨詣如此書。雖有青證未
博者。能發前人之所未發。圓活自
在。絕無陳腐之氣矣。今日坊間著
書。汗牛充棟。而其不為應聲蟲
者。幾希。余之有取此書者。以其

非團十菊五之聲也。而為田
口之聲耳也。

明治十六年十月

未廣里恭撰



明治二十一年二月合本

但卷之一 明治十六年八月十六日版權免許

正價金九十錢

卷之二 同

明治二十年六月再版

卷之三 同

同十八年四月出版

卷之四 明治二十年三月四日同

同二十年九月再版

卷之五 同 廿一年二月七日印刷出版

同二十年十二月再版
同二十年三月八日版權登錄齊

著作兼印刷者

田口卯吉

東京本郷區駒込四丁目十番地

發行者

宮川仁吉

東京京橋區綱左衛門町七番地

經濟雜誌社假持主

版權所有

印刷所

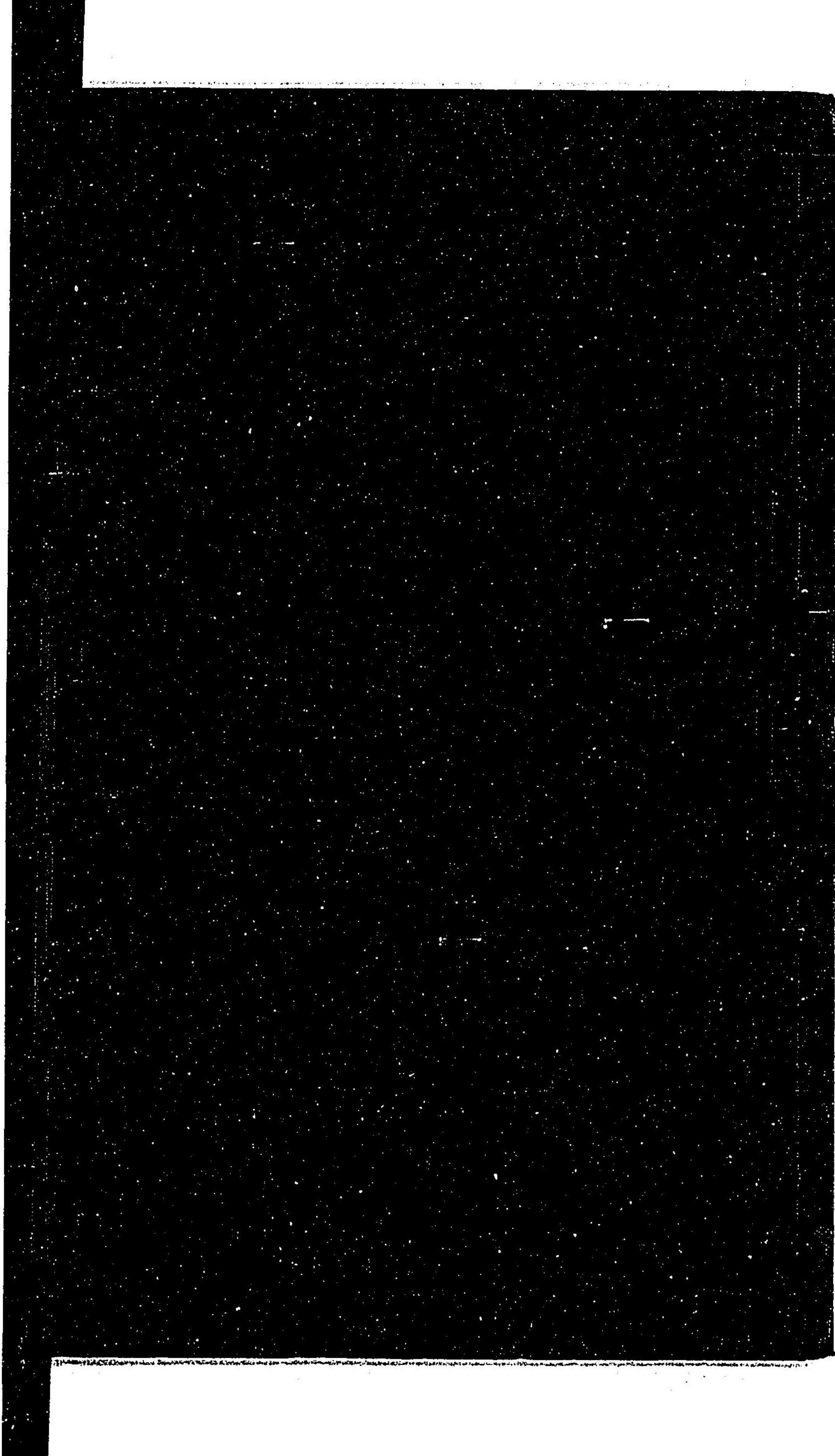
秀英舍

東京京橋區西紺屋町廿六七番地

GANNANDO-SHOTEN
KANDA-TOKYO
店書堂南巖

CL
NO. 11964





003086-000-1

222.01-Ta157s

支那開化小史

田口 卯吉/著

M21

ACC-1095

